

【添付書類一覧】

変更内容	提出書類		詳細	備考
全事業者必須書類	事業計画申請計画書		変更の有無に関わらずご提出ください。	ポータルサイト >既に施設運営中の法人様 >様式ダウンロード> 助成決定後の申請手続>運営費
保育施設名 開所時間 週開所日数 定員の年齢別内訳	〈自治体へ変更届の提出が必要〉 自治体へ届出予定の変更届  〈自治体へ変更届の提出が不要〉 右記内容を電子申請画面の備考欄にご記載ください。		自治体確認日、自治体名、担当部署、担当者名、変更内容（変更前、変更後）	
資本金の額または出資の総額	直近の決算報告書または登記全部事項証明書		登記全部事項証明書は3ヶ月以内に発行されたもの	
運営形態を保育事業者に変更	助成申込者の施設等の5年以上の運営実績を有していることを証明する書類		5年以上の運営実績を有している施設等が *以下A～Hの区分に従い、当該書類をもれなく準備すること 5年以上の運営実績を有している施設等が A.認定こども園の場合 ・認定こども園設置認可申請に伴う認可書 B.幼稚園の場合 ・認可通知書に準ずる書類 C.地域型保育事業の場合 ・設置認可申請に伴う認可書 D.へき地保育所の場合 ・設置認可申請に伴う認可書 E.認可外保育施設の場合 ・児童福祉法第2条の2第1項に基づき都道府県に届け出た書類 ・認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書 F.認可保育所の場合 ・児童福祉法第35条の第4項に基づき都道府県の認可書 G.一時預かりの場合 ・一時預かり事業開始届 H.病児保育事業の場合 ・病児保育事業開始届	
業務委託先	委託事業者の設置等の5年以上の運営実績を有していることを証明する書類			
防犯安全対策強化加算	〈継続して申請する場合〉			
	契約書	見積書		
連携推進加算	連携推進員が業務を行う場所を記した平面図及び室内写真			
運営支援システム導入加算	①保育業務支援システム等導入実施計画書			ポータルサイト>既に施設運営中の法人様>様式ダウンロード >助成決定後の申請手続>運営費
	②見積書			
	③システムの機能が確認できる書類			

	〈工事を伴わない場合〉		〈工事を伴う場合〉		
定員の年齢別内訳 保育施設面積	①変更前平面図		①変更前平面図		ポータルサイト >既に施設運営中の法人様 >様式ダウンロード >助成決定後の申請手続 >整備費 >建築関連資料集
	②変更後平面図 ※以下の内容を記載すること ・有効面積 ・各室の室名（例：乳児室、ほふく室） ・各年齢1人当たりの必要面積×定員数=必要面積<有効面積		②変更後平面図（変更箇所を赤で記載してください） ※以下の内容を記載すること ・有効面積 ・各室の室名（例：乳児室、ほふく室） ・各年齢1人当たりの必要面積×定員数=必要面積<有効面積 ・防火区画、114条区画、避難経路		
	③対象となる部屋の写真（4方向）		③既存部分を含めた有効面積算定図・算定表		
			④採光・換気・排煙計算式が記載された書類		
			⑤建築法令基準チェックシート1・2		
			⑥対象となる部屋の写真（工事完了後にご提出ください）		
病児保育加算	〈共通〉				ポータルサイト >既に施設運営中の法人様 >様式ダウンロード >助成決定後の申請手続>運営費
	①病児保育事業の実施に向けたチェックシート				
	②病児保育事業実施計画書				
	③病児保育事業の実施要項（自治体のもの）		自治体の要綱がない場合は厚労省のものをご提出ください。		承認された内容につきまして、自治体へ届出が必要な場合は必ずご提出ください。
	④病児保育事業開始届（届出予定の書類）		事業継続申請では届出予定の書類をご提出いただき、年度完了報告にて自治体による受領印または受領証明書等をご提出ください。		
	⑤変更前平面図				ポータルサイト >既に施設運営中の法人様 >様式ダウンロード >助成決定後の申請手続 >整備費 >建築関連資料集
	⑥変更後平面図（変更箇所を赤で記載してください）				
	⑦対象となる部屋の写真				
	〈病児対応型・病後児対応型〉		〈体調不良児対応型〉		
	⑧立面図		⑧看護師証		
	⑨配置図				
	⑩有効面積算定図・算定表				
	⑪採光・換気・排煙計算式が記載された書類				
⑫建築整備内容の法令・基準チェックシート1・2					
⑬看護師証及び保育士証					
預かりサービス（一般型）	①一時預かり事業の実施に向けたチェックシート				ポータルサイト>既に施設運営中の法人様>様式ダウンロード >助成決定後の申請手続>運営費
	②一時預かり保育事業実施計画書				
	③一時預かり保育事業の実施要項（自治体のもの）		自治体の要綱がない場合は厚労省のものをご提出ください。		
	④一時預かり保育事業開始届（届出予定の書類）		事業継続申請では届出予定の書類をご提出いただき、年度完了報告にて自治体による受領印または受領証明書等をご提出ください。		承認された内容につきまして、自治体へ届出が必要な場合は必ずご提出ください。
	⑤変更前平面図				ポータルサイト >既に施設運営中の法人様 >様式ダウンロード >助成決定後の申請手続 >整備費 >建築関連資料集
	⑥変更後平面図（変更箇所を赤で記載してください）				
	⑦対象となる部屋の写真				
	⑧立面図				
	⑨配置図				
	⑩有効面積算定図・算定表				
	⑪避難経路・採光・換気・排煙計算式が記載された書類				
	⑫建築整備内容の法令・基準チェックシート1・2				
	⑬保育士証				

※その他協会が必要と認めた資料は上記に関わらず別途提出すること